



発行：香川県中讃農業改良普及センター 〒765-0014 善通寺市生野本町一丁目1番12号
TEL 0877(62)1022 FAX 0877(62)1553
E-mail chusannokai@pref.kagawa.lg.jp

HPはこちらから



中讃管内の
新しい動き

専門家を活用して経営改善に取り組む ～農業経営・就農サポート推進事業～



令和5年11月に法人化した(株)KAWASOMEファームの代表の川染カ利氏(右)と常男・孝子ご夫妻(左)

中讃農業改良普及センターは、香川県新規就農・農業経営相談センターのサテライト窓口として、農業経営・就農サポート推進事業の一環で、就農や農業経営に関する悩みや困りごとへの相談対応を行っており、専門家とともに支援しています。令和5年11月に米麦中心で経営継承を兼ねた法人化を行った綾川町の(株)KAWASOMEファームもこの事業を活用されました。

この事業では、法人化や経営継承、また、雇用・労災保険の対応、規模拡大のための機械の導入や設備投資など、経営の転換期で悩んだ際に経営分析を踏まえ、専門家の助言を受けることができます。

専門家による支援までの流れとしては、まず、これまでの決算書をもとに「経営相談カルテ」を作成し、経営状況を確認しながら税理士による経営診断を行います。次に、課題に応じた専門家とともに、支援チームを設置し、相談会を開催します。税理士、社会保険労務士、公認会計士、司法書士など各分野の専門家が、それぞれの悩みに対してご相談に応じます。

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織の方が本事業の対象となりますので、経営発展に向けて是非ご利用ください。

*経営相談センターの総合窓口は、公益財団法人香川県農地機構が事務局で一般社団法人香川県農業会議が協力機関、各農業改良普及センターがサテライト窓口となっていますので、相談したいことがありましたら普及センターにご相談ください。



水稲収穫作業



支援チームによる助言

新たな「食料・農業・農村基本法」と今後の政策の進め方について

「食料・農業・農村基本法」は、1999年(平成11年)の施行以来四半世紀ぶりに改正され、本年6月5日に公布・施行されました。国においては、新たな基本法に基づき、「食料・農業・農村基本計画」の策定が進められています。

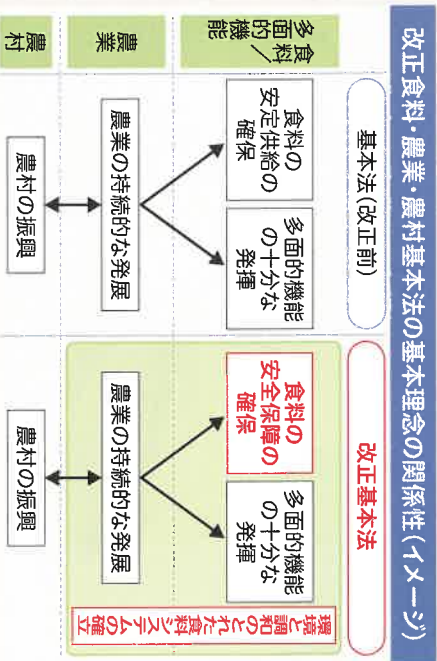
今回の改正法の主なポイントは、右のイメージ図のとおり基本理念として、国民一人ひとりの「食料安全保障の確保」を中心に、また「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに位置づけられたことです。

①食料安全保障の確保に向けては、輸送手段等物理的アクセスやフードバンク支援等経済的アクセスへの対応、国内生産や輸出の促進、安定的な輸入と備蓄を図っていくこととしています。また、下表のとおり新たに食料供給困難事態にも対処するほか、合理的な価格形成に資する仕組みが構築されます。

②環境と調和のとれた食料システム確立に向けては、農業生産、食品産業、流通業等産業全体で環境負荷低減に資する取組みについて、消費者理解の醸成も含め進められます。

③農業の持続的な発展に関して、食料供給機能や多面的機能等農業の持続的発展が図られるよう、担い手の育成を図りつつ農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う多様な農業者も位置づけ、下表のとおり関連法や地域計画に基づき、農地集積や圃場整備、スマート農業技術の普及が進められます。

④農村の振興に関しては、人口の減少等農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持されるよう、農地等の保全に資する共同活動や地域資源を活用した事業活動のほか、農村関係人口増加につながる農泊や農村RMO等の活動促進を図っていくこととされています。



今後の政策の進め方

★令和6年度中に基本計画を改定（食料安全保障の強化に向けて、基本計画の改定を待たずに施策を集中実施）

★合理的な価格の形成や人口減少下における土地改良の在り方などについて、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討

合理的な価格の形成等 (法制化)	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な食糧供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化 ● 食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進（環境・人権・農業者との連携等）等 	令和7年中の 法案国会提出
人口減少下における 農業用インフラの 安全管理 (土地改良法の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹的な排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化 ● 末端インフラの適切な保全のため、土地改良地区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進 ● 緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加等 	令和7年中の 法案国会提出
環境負荷低減の 取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施（令和9年度実施に向け6年度から試行中） ● 先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設（令和9年度以降を想定） ● 消費者理解醸成に向けた環境負荷低減の取組の見える化、J-クールシットによる民間資金の活用等 	クロスコンプライ アンス実施 ・令和9年目途 環境関係の交付金 の在り方見直し
食料供給 困難事態への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 ● 上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化 ● 具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化等 	令和7年中 国の基本方針策定
人・農地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年3月未までの各地における地域計画の策定 ● 地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 ● 令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化等 	地域計画の策定 ・令和7年中 国の基本方針策定
スマート農業技術の 開発促進と生産・ 流通等の方式の変革	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定） ● 農研機構の施設共用等を通じたスタートアップ支援 ● リース方式、サービス事業本等を通じたスタート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進等 	令和6年中 国の基本方針策定

令和6年通常国会において法案成立

新規就農者が農業に、そして地域に定着することを目指して



関係機関と連携した就農相談

普及センターでは、新規に就農を希望する方に対して、市町、JA、農地機構、農業委員会等と連携して行う就農相談をはじめ、希望する経営品目に対する目標設定の考え方や栽培技術指導、経営を把握し見直す力をつけていただくための初心者簿記指導などを中心に支援を行っています。特に、農業に関する研修などを受けておらず、希望する品目に対する知識が必要な方には、就農後の経営が成り立つよう農業大学校や研修受入農家、法人等への雇用を活用して知識や技術の習得に取り組むよう促しています。

さらに連携の輪を広げて新規就農者を支援

中讃地区の農業士とともに



農業士と連携して「新規就農者との現地研修会」を開催し、新規就農者が地域に定着できるようサポートしています。新規就農者の里親として活躍している方も増えています！



新規就農者のほ場で栽培指導が行われた後、里親である農業士のほ場で管理の仕方を学ぶ(管理の違いを確認！)

中讃地区農業後継者クラブとともに



新規就農者や就農希望者にも呼びかけ、「農業経営」をテーマに毎年研修会を開催しています。研修会終了後には講師を交えた意見交換などで交流を図り、経営を考える機会としています。

若手農業士とともに



地域の若手農業者が自己研鑽と新規栽培者の確保に向けて研修会を企画し、スキルの向上と経営の安定を目指すとともに、新規就農者への支援にも取り組んでいます。

受賞おめでとうございます

◆第45回香川県野菜立毛品評会

香川県知事賞	にんにく	飯下 秀和 (琴平町)
香川県農政水産部長賞	ブロッコリー	香川 博敏 (善通寺市)
日本農業新聞会長賞	ブロッコリー	株式会社 三原農園 (善通寺市)
JA香川中央会長賞	レタス	白川 貞夫 (琴平町)
JA香川県経営管理委員会会長賞	ブロッコリー	三好 康太 (まんのう町)
”	レタス	福崎 靖忠 (善通寺市)
”	いちご	田村幸一郎 (綾川町)
JA香川県代表理事理事長賞	いちご	福家 範行 (綾川町)
”	にんにく	森井 幹夫 (琴平町)
香川県野菜花き生産者研究会会長賞	ブロッコリー	吉田 和宏 (坂出市)
”	いちご	廣瀬 有見 (多度津町)

◆第13回香川県園芸振興貢献表彰

JA香川県代表理事理事長賞	ブロッコリー	石井 保洋 (綾川町)
”	ミニトマト	竹内 俊文 (多度津町)

◆令和5年播き香川県高品質麦生産コンクール

個人の部	香川県農政水産部長賞	株式会社 花岡農産 (まんのう町)
個人の部	奨励賞	有限会社 グリーングリーンフィールド (綾川町)
生産集団の部	JA香川県理事理事長賞	集落営農組合 苗田西 (琴平町)
生産集団の部	JA香川県中央会長賞	農事組合法人 六郷 (丸亀市)

※順不同で、敬称は省略させていただきます。

経営継承の必要性を考える「農業経営改善セミナー」を開催します

農業従事者の減少・高齢化や担い手不足などが深刻化する中で、農業経営の継承は課題として検討する必要性が生じています。そこで、経営の存続という課題に対応するために、若い後継者による先進的事例紹介とともに、経営継承の準備段階から実行段階までの各段階において検討すべき事項、留意点、対応方法等について専門家から学ぶことで、将来的な経営継承の必要性について考えていただきます。是非ご参加いただき、後継者との話し合いのきっかけづくりとしてはいかがでしょうか。

日時 令和6年9月30日(月) 13:30～15:45

場所 綾歌総合文化会館アイレックス小ホール (丸亀市綾歌町栗熊西1680)

内容 ①事例発表 (WEB)

「菊の大産地としてのブランドを受け継ぐ (仮題)」

発表者：株式会社小豆島凛菊 代表取締役 藤本弘毅 氏

②講演 「知っておきたい経営継承について」

～資産の継承方法・評価方法と贈与税・相続税・所得税～ (仮題) |

講師：税理士法人共同経営センター 所長 田中和幸 氏

③情報提供 1 「経営継承で考えておきたい事や手続きについて (仮題)」

講師：一般社団法人 香川県農業会議 調査役 川地保弘 氏

④情報提供 2 日本政策金融公庫高松支店農林水産事業融資課

⑤意見交換 「農業の継承について考えよう！」

※参加を希望される方は普及センター担い手・農地マネジメント部門にご連絡ください。